

## 令和2年第4回庄内町農業委員会総会議事録

- 1 会議日程 令和2年5月25日(月)  
開 会 午前 9時30分  
閉 会 午前 10時20分
  
- 2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 委員会室1
  
- 3 出席委員の番号及び氏名(18名)
  - 2番 秋葉 俊一
  - 3番 齋藤 克行
  - 4番 日下部 耕平
  - 5番 阿部 金一郎
  - 6番 佐藤 恒子
  - 7番 高橋 聡
  - 8番 齋藤 敦
  - 9番 太田 政士
  - 10番 長南 統
  - 11番 高橋 義夫
  - 12番 小林 ひろみ
  - 13番 佐藤 優人
  - 14番 半澤 重幸
  - 15番 佐藤 一
  - 16番 五十嵐 晃
  - 17番 和島 孝輝
  - 18番 佐藤 繁
  - 19番 若松 忠則
  
- 4 欠席委員の番号及び氏名(1名)
  - 1番 齋藤 智幸
  
- 5 議長の委員番号及び氏名  
19番 若松 忠則 (会 長)
  
- 6 説明及び議事録作成のため出席した者  
事務局長 佐々木 平喜  
主査兼農地農政係長 佐藤 良子  
農地農政係主任 佐藤 一視  
農業経営改善相談員 河村 清男

## 7 会議に付した議案

報告第 7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について	(15件)
議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について	(1件)
議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について	(4件)
議案第20号	庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)	(2件)
議案第21号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	(1件)

◎開会 (午前9時30分)	
◎諸報告	
議長	これより令和2年第4回庄内町農業委員会総会を開会いたします。議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>私、この4月から農業委員会の事務局長として拝命されました、佐々木 平喜と申します。出身は表町でございます。農業分野は不慣れでございますが皆様にはご迷惑をお掛けすることもあろうかと思っておりますけれども、ご指導いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。1番 齋藤 智幸委員 より欠席との報告を受けております。</p> <p>次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「農地法第5条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「農業者年金現況届について」、「令和2年農業者年金加入推進活動計画(案)」、「令和2年度農地パトロールについて」、「令和2年度業務概要」、「令和2年度庄内町観光協会資料」、「農協広報(4、5月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。</p> <p>すみませんが、ここで議案の修正をお願いします。</p> <p>議案集の方をご覧いただきたいと思っております。はじめに、12ページ一番上の表になりますが、現状の下の段に「2,724.3ha」と記載してありますが、ここを消していただいて「課題」に訂正をお願いします。それから13ページ、同じく一番上の表になりますが、違反転用面積(B)に「0ha」とありますが、こちらを「0.045ha」と訂正をお願いします。続いて、19ページになります。V違反転用への適正な対応の1、現状及び課題の表でございますが、先ほどと同じ誤りでございます。違反転用面積(B)に「0ha」とありますが、こちらを「0.045ha」と訂正をお願いします。お詫びして訂正いたします。</p> <p>それでは、令和2年第3回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和2年第3回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明)</p> <p>続いて、令和2年第4回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>(令和2年第4回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)</p>

議長	<p>諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は18名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。</p>
◎議事録署名委員の選出	
議長	<p>最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。2番 秋葉 俊一 委員、3番 斎藤 克行 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。</p>
◎報告	
議長	<p>報告第7号の上程、説明、質疑 報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(報告第7号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。</p>
議長	<p>佐藤主査。</p>
佐藤主査	<p>(報告第7号の資料に基づき、内容を説明)</p>
議長	<p>内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を終わります。</p>
◎議事	
議長	<p>議案第18号の上程、説明、質疑、採決 議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第18号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	<p>佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>(議案第18号の資料に基づき、内容を説明)</p>
議長	<p>内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、14番 半澤 重幸 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
14番 半澤	<p>農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第3条の規定による1番の賃貸借権の設定の案件ですが、5月22日に、13番 佐藤 優人 委員と事務局の佐藤主任と私の3人で、現地調査を実施しました。 今回の案件については、以前にも近隣で同様の権利設定をしている場所で、農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められます。</p>

	委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 19 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 19 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>議案第 19 号、に係る現況写真配布のため、暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、佐藤主任が現況写真を配布する。)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 19 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 19 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、13 番 佐藤 優人 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
13 番 佐藤	<p>農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>農地法第 5 条の規定による 1 番の賃貸借権設定、2 番から 4 番の所有権移転の案件ですが、5 月 22 日に、14 番 半澤 重幸 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。</p> <p>1 番の案件については、風力発電関連の送電線埋設の一時転用ですが、北側と南側が林道、西側が農地、東側が山林に面しています。現況が林道敷地であり、隣接農地に対する日照及び通風、営農条件に悪影響を与えないと思われることから、一時転用に関し問題ないと判断してきました。</p> <p>2 番の案件については、駐車場整備に伴う永久転用ですが、北側が町道、南側及び東側と西側が宅地に面しており隣接する農地もないことから、永久転用に関し問題ないと判断してきました。</p> <p>3 番と 4 番の案件については、同一の計画で、太陽光発電敷地の永久転用ですが、北側と東側が JR の線路、南側が水路、西側が宅地に面しており隣接する農地もないことから永久転用に関し問題ないと判断してきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この</p>

	場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 18番 佐藤 繁 委員。
18番 佐藤	18番 佐藤です。 1番目の案件について少々お伺いします。ルート図を見ますと林道を外れている場所で田んぼに埋設するということによろしいのかという確認と、貸借期間が●カ月間となっていますが、一般的に考えれば送電線ですので何十年も使うと思いますが、この期間の設定というのはどういった理由なのか、2点お伺いします。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	1点目の林道を外れている場所との質問についてですが、●●●●●●●●●●の●●㎡の中の一部●㎡が今回の申請地ということでイメージとしてはこの図面では薄くて分かりづらいのですが、分断をしているような形になっておりまして現況が林道敷地になっている部分が登記上は田になっている関係から、一時転用の申請をいただいております。また、送電線埋設について、一時転用に要する期間●カ月間についてですが、埋め立ててからのことあるとは思いますが、その辺私も勉強不足でございます。それを地下に埋めるということでガス管等とも照らし合わせながらさらに、転用が必要があれば延長等の手続きが必要であることも視野に入れお調べしましてからお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	佐藤 委員。
18番 佐藤	今の説明ちょっとわからなかったのですが、この図面は明確でないのですが境界線でしょうか、右側に曲がっているように見えるのですが、実際の林道というのは直線なのでしょうか、林道上のラインなのでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	お見込みの通りライン上のほかに、この囲みが点線上の林道のほかも含んでいるように見えますので誤解を招きますが、申請個所については長さが●m、幅●mの●㎡ということで林道敷地のみでございます。林道も直線といいますが緩やかなカーブということであります。簡潔に言いますと今回転用する部分について現況は、すべて林道敷地であるということをご理解いただきたいと思います。
議長	18番 佐藤 委員。
18番 佐藤	関連でもう一つお伺いしたいのですが、林道についてよくわからないのですが、基本的には私有地を走っているものという捉え方でよろしいのでしょうか。また、管理は誰になるのでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	管理は●●●になりまして、林道については基本的には山林の中を通る作業道的な意味合いからこれまで登記等を踏まないできているというような現状があったかと記憶しております。この部分についても面積が少ないことから開設当初よりこのままであったのではないかとということが想像されます。

議長	18番 佐藤 委員。
18番 佐藤	そうしますと、現況で庄内町にある林道というのはほとんど道路としての登記はなっていないで林野なり、農地なりを暫定的に木の管理のために重機において作った道路ということで、永久的な道路ではないという捉え方でよろしいのでしょうか。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	実体的には永久的な道路になっているかと思いますが、全てがこのような状況ではないと思っております。実際この部分について今こちらで把握しているのは、申請者の方で送電線を埋設する計画を立てたところ、申請地の底地が田であったということで一時転用に至ったということでございます。また、道路は図面で見ると法定外公共物といいますか所有について公のものになっているのではないかと考えているところです。
議長	5番 阿部 金一郎 委員。
5番 阿部	5番 阿部です。 林道の管理について今議論していても始まらないと思います。断面計画図を見ていただければわかりますが、サイズ、幅を見れば送電線を埋設した後も良質な一定の作土を確保しています。埋設されても田んぼに戻しても優良な作物が育つというようなことが議論なされれば、許可を出してもいいのではないのでしょうか。
議長	暫時休憩いたします。
(暫時休憩)	
議長	再開いたします。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	誤解を招いた説明で申し訳ございません。●カ月というのは、工事期間でありまして送電線として使用する期間ではございませんので、訂正させていただきたいと思っております。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございまして、異議がないものと認め、採決いたします。 議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第20号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第20号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、を議題といたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第20号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。

佐藤主査	(議案第 20 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がごぞいます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、について、 原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第 21 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 21 号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、を議題といたしま す。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 21 号の資料に基づき、内容を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査が説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 21 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 5 番 阿部 金一郎 委員。
5 番 阿部	5 番 阿部です。 9 ページ中段右の表の「認定農業者(549 経営体)」の下の行に「基本構想水 準到達者」とありますが、この「基本構想水準到達者」の考え方を説明いただ きたいと思います。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	こちらの「認定農業者」と「基本構想水準到達者」に関しましては、農林課 より数字をいただいているところです。これは農政局の方で毎年農業者の実態 という調査がありまして、そちらに「基本構想水準到達者」という名称がある ものでございます。「基本構想水準到達者」とは何かというご質問であります が、認定農業者に準ずる方というようなことを農林課の方では捉えておりま す、それに該当する方として 9 名と県、国の方に報告しているということであり ます。
議長	5 番 阿部 委員。
5 番 阿部	13 経営体が前年度より「認定農業者」の方からリタイアなさっていますが、 そのリタイアなさった方のお話を聞いていましたらご説明いただきたいと思 います。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	この 13 経営体の減少というのは、先ほども阿部委員がおっしゃるようにリ タイアということです。昨年度の傾向といたしましては、リタイアする方が経営

	<p>していた面積がかなり大きな方でした。農地の方も次の耕作者を見つけるのがなかなか大変だったということもございます。また、時期的にも冬になってからリタイヤの相談に農業委員会にみえられ、そこから耕作者等を探すのにはかなり難儀したという現状でございます。その時は、農業委員の方にも耕作者について相談させていただいたところもあったのですが、最終的には集落の方並びに周辺の耕作者から引き受けていただくことで決まったところでありました。しかし、これからこのようリタイヤされる方がどんどん増えてきますと、次の耕作者を探すことが、農業委員会だけではなかなか難しくなっているという現状は、さらに深まっていくのではないかと考えているところです。</p>
議長	<p>5番 阿部 委員。</p>
5番 阿部	<p>ありがとうございました。そういうことであれば今後の農業委員の果たす役割というのは非常に大きくなっていくと思いますし、農地利用最適化推進委員という設置も新たに考えていただければ、もっと大卒な人数を増やした中で、農地の受け手を探していただくという形も今後、考えていかなければいけないのではないかと、というお話を私の方からさせていただき質問を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。 無ければ、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め採決します。 議案第21号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>これもちまして、令和2年第4回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
◎閉 会	<p>(午前10時20分)</p>

令和 年 月 日

上記は、令和2年第4回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第4回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

19番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

2番

3番

書記